

市民文化局契約指名選定等委員会要綱

(趣旨)

第1条 市民文化局が所管する委託、賃貸借、物品調達等に係る契約（以下「委託契約等」という。）事務について、公正かつ適正な執行を確保するため、市民文化局契約指名選定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指名競争入札による契約及び川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）第24条の2各号に定める金額を超える随意契約（委託契約については地方自治法施行令第167条の2第1項1号を除くすべての随意契約）について、次に掲げる事項を審議する。ただし、市民文化局長が別に定める場合を除く。

- (1) 委託契約等に係る契約方法の認定及び指名業者の選定に関すること
- (2) 委託契約等に係る機種の選定に関すること
- (3) システム及び周辺機器の新規導入、置換、増設時における契約方法の認定、指名業者の選定、機種の選定及び仕様の検討に関すること
- (4) プロポーザル方式（一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、その提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する方法）による随意契約における指名業者の選定等に関すること
- (5) その他必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会に、市民文化局契約指名選定等委員会小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。委員会及び小委員会の委員長、副委員長、委員、所掌事務は次のとおりとする。

名称	構成員	所掌事務
委員会	(委員長) 市民文化局長 (副委員長) 市民生活部長 (委員) パラムーブメント推進担当部長 コミュニティ推進部長 人権・男女共同参画室長 市民スポーツ室長 市民文化振興室長	第2条の所掌事務のうち予定価格が2,000万円以上のものを原則として扱う。
小委員会	(委員長) 市民生活部長 (副委員長) 庶務課長 (委員) パラムーブメント推進担当課長 協働・連携推進課長 人権・男女共同参画室担当課長 市民スポーツ室担当課長 市民文化振興室担当課長	第2条の所掌事務のうち、予定価格が2,000万円未満のものを原則として扱う。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長または委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 4 指名業者の選定に際し、当該指名予定業者の役員等に就任している委員は、当該案件に係る審議及び議決をすることができない。また、第8条第2項に規定するプロポーザル評価委員会の構成員である委員についても同様とする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、構成員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、持回り議決をすることにより会議に代えることができる。
- 4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第5条 委員長が必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に専門部会を組織し、意見を求めることができる。

- 2 前項の専門部会の部会員は、委員長が指名する者をもって充てる。

(選定等の基準)

第7条 委員会において選定等を行うときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 信用状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 本市における業務実績
- (4) 他に受託している業務の進捗状況
- (5) 当該契約の履行についての能力、適正
- (6) 契約内容の公平性、透明性
- (7) その他必要な事項

(プロポーザル方式による随意契約)

第8条 委員会は、提案書の選定にかかる事務をプロポーザル評価委員会に委任することができる。

- 2 プロポーザル評価委員会は、次に掲げる者で構成し、業務所管課長等が委員長を務めるものとする。会議の運営については第3条から第6条の規定を準用する。

- (1) 業務所管課長等
- (2) 業務所管職員
- (3) その他職員

- 3 プロポーザル評価委員会委員長は、提案書の選定後すみやかに結果を委員会に報告し、承認を受けるものとする。

- 4 委員会において承認を行うときは、前条各号に加え、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

ならない。

- (1) プロポーザル評価委員会のメンバー構成
- (2) 評価の着眼点
- (3) 評価項目及びそのウエイト
- (4) その他必要な事項
(手続)

第9条 業務所管課長は、契約指名選定依頼書（第1号様式）に仕様書等の必要な書類を添えて、委員会の5日前までに委員長あて提出するものとする。ただし、指名業者選定調書（第2号様式）及び選定理由書（第3号様式）については、随意契約（特命随契）に関する場合は省略できるものとする。

- 2 プロポーザル評価委員会委員長が提案書の選定について報告するときは、第8条第4項各号に掲げる事項のわかる資料を添付するものとする。
- 3 委員長は、委員会終了後、その結果を契約指名選定通知書（第4号様式）により業務所管課長あて通知するものとする。
- 4 第4条第3項に規定する持回り議決をするときは、契約指名選定持回り議決書（第5号様式）によるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民生活部庶務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(市民局指名選定等委員会要綱の廃止)

- 2 市民局指名選定等委員会要綱（平成8年6月4日市民局長専決）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。